職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定に基づき、平成20年度随時実施の技能検定を次のとおり実施する。

平成20年3月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 技能検定を実施する等級別の職種

#### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

## (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

# 2 技能検定の方法

実技試験及び学科試験

## 3 技能検定試験の実施期日等

## (1) 実技試験

# ア 実施期日

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

# イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

#### ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に送付する。ただし、一部の職種については、問題の全部又は 一部を公表しない。

## (2) 学科試験

### ア 実施期日

平成20年4月1日(火)から平成21年3月31日(火)までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

#### イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

# 4 手数料

# (1) 実技試験

職種	手数料
下記以外の職種	15,700円

## (2) 学科試験

3,100円

## 5 受検申請の手続

- (1) 提出書類
  - ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
  - イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面
- (2) 提出先

鳥取県職業能力開発協会

住所 〒680 - 0845 鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階 電話 0857 - 22 - 3494

(3) 受付期間

随時(平成20年12月29日(月)、同月30日(火)、同月31日(水)、平成21年1月2日(金)、日曜日、 土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前9時から午後 5時までに限る。)受け付ける。(原則として、技能検定の受検を希望する日の30日前までとする。)

- (4) 受検申請に関する注意
  - ア 申請書の用紙及び受検案内は、鳥取県職業能力開発協会で配布する。
  - イ 申請書を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により提出する場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。
  - ウ 手数料は、4に掲げる金額を所定の銀行振込用紙により、鳥取県職業能力開発協会へ納付すること。
  - エ 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はない。
  - オ 受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は返還しない。
  - カ 3級の技能検定については、受検しようとする職種に係る基礎1級又は基礎2級の技能検定に合格した者に限り、受検することができる。
- 6 合格通知等
  - (1) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書の交付

技能検定合格者には、鳥取県知事名の合格証書を交付する。

7 その他

この技能検定は、外国人研修・技能実習制度に係る研修成果の評価及び習得技能等の認定に活用するものである。

不明な点については、鳥取県職業能力開発協会(電話0857 - 22 - 3494)又は鳥取県商工労働部労働雇用課(電話0857 - 26 - 7222)に問い合わせること。